

平成 27 年 2 月 箱根町教育委員会臨時会 会議録

期 日： 平成 27 年 2 月 20 日（金）

場 所： 箱根町立郷土資料館 教育委員室

出席者： 唐澤久雄委員長、勝俣正志委員、石井清美委員、石田玲子委員、
小林恭一教育長
勝俣敏教育次長兼学校教育課長、大和田公一生涯学習課長、安藤正
博生涯学習課副課長、石川憲一学校教育課副課長、藤田貴嗣学校教
育係長、湯浅誠庶務係長。

欠席者： なし

傍聴人： なし

議 事：

1 開 会

委員長より、開会の宣言【午後 2 時 00 分開会】

2 議 第

(1) 議案第 9 号 箱根町教育方針の制定について

委員長 それでは、議事に入ります。日程第 1、議案第 9 号をお願いします。

学校教育課副課長 「議案第 9 号朗読。」本教育方針につきましては、お手元の平成 27 年度教育方針（案）表紙に記載してありますとおり、教育基本法の規定に基づく「教育振興基本計画」としても位置付けさせていただくものであります。基本方針のつくりといたしましては、先月・1 月の教育委員会議で皆さまにご審議いただき、議決をいただいた「箱根教育の基本方針の改定について」を基にして作成してあります。その内容については、教育長から説明をしていただきます。

教育長 27 年度から全く新しいものへ改定してまいりますので、体裁を変更してあります。まず、これまでの 7 年間で何をどうやってきたか、そして何をしていかなければいけないかを前段に書きました。まだ、書き上げたばかりで文言整理ができていませんので、多少の整理が入ることはお許しく下さい。〔平成 27 年度教育基本方針（案）の内容について説明。〕この方向でお認めいただけるようでしたら、さらに肉付けしていきたいと考えております。それから、4 月のなるべく早い時期に、総合教育会議を開いて、この教育方針を確定版として決定していきたいと思っておりますので、本日はその前段、概要版として議決いただきたいと考えております。ちなみに、例年 3 月の町議会定例会のタイミングで本基本方針の冊子を提出しておりますが、今回は出

さずに、総合教育会議後の全協か何かの場を出していきたいと考えております。これは今年だけの流れで、来年度以降は総合教育会議を2月だとかに開いて正式に決定させて、新年度が始まる前、3月中に公表、議会へ報告していきたいと思っております。

委員 長 何か質問等ございますか。

各委員⇔教育長 [基本方針(案)文章中の字句・文言、その他インクルーシブ教育の方向性等について質疑応答。]

委員 長 それでは、本議案については原案承認ということでよろしいですね。

全委員 はい、結構です。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日、委員さんからご指摘を受けましたことについても考慮し、この方向で書き上げさせていただきます。

(2) (協議事項①) 箱根町いじめ防止対策基本方針(確定版)について

委員 長 続いて、日程第2をお願いします。

学校教育課副課長 昨年度、教育委員会議にお諮りをし、暫定版として議決をしていただいております箱根町いじめ防止対策基本方針に関しまして、今後の検討事項としておりました関連組織の取り扱いについて、その考え方がまとまりましたので、委員の皆さんにご協議いただき確定していこうというものであります。ついては、担当の学校教育係長から説明させていただきます。

学校教育係長 [協議題資料に基づき、いじめ防止対策推進法の条項ごとに、箱根町における当該組織(案)の検討結果等について説明。] 以上の内容について、本日も協議をいただいたうえで、法第14条第1項に関する部分については3月4日に開催される箱根町青少年問題協議会へ諮っていききたいというふうに考えております。そして、青問協の会議で、当該組織として青問協を正式に位置づけるということが正式に認められれば、来月・3月の教育委員会議へ改めて「箱根町いじめ防止対策基本方針の確定について」という議案としてお諮りをしたいと考えております。

委員 長 何か、ございますか。こういう方向で、よろしいですか。

委員 書面、文言のうえですが、形になってきておりますので、よろしいと思います。何よりも、事案が発生しないことがいいですね。

教育長 当該組織を設置、開催するようなことがないのが一番ですよ。

生涯学習課長 一つ確認なんです、青問協をいじめ問題対策連絡協議会として活用することに関しての条例整備は必要ないんですか。

学校教育係長 特に条例改正の必要はありません。その構成員に、例えば人権擁護委員などを加えている市町村などもあります、そういった場合には既にある箱根町青少年問題協議会の条例に、協議会のメンバーの中に知識経験がある者を入れるという規定があるので、そういう部分で対応可能と考えております。

生涯学習課長 考え方としては、いじめ問題対策連絡協議会という名称の会を置く
のではないということですね。

学校教育係長 はい、あくまでも箱根町青少年問題協議会はその名称のまま、その
役割の中で、いじめ防止対策推進法に基づく組織の役割も担っていた
だくというものであります。

委 員 長 重篤な事案が発生した場合には教育委員会に、そして必要に応じて
町長部局にもそれなりの組織を設置していくということで、まずは既
存の青問協を活用していこうということなんだから、これでいいんじ
ゃないだろうか。

学校教育係長 先ほども申し上げましたとおり、箱根町子ども支援ネットワーク協
議会という実働部隊も既に組織され活動しておりますので、こまごま
としたことについては、そちらで十分機能しているということも申し
添えさせていただきます。

委 員 長 はい、わかりました。この方向で調整してください。

(3) (報告事項①) (平成 26 年度) 学校生活全般における体罰の実態把握に関
する調査の取りまとめ結果について

委 員 長 続いて、報告事項に移ります。(1) からお願いします。

学校教育係長 [回収結果等及び県教委への報告内容について説明。]

全 員 [詳細について質疑応答、意見交換。]

委 員 長 はい、わかりました。その内容で報告してください。

(4) (報告事項②) 平成 26 年度 教育委員会・学校評価について

委 員 長 次の報告事項(2)をお願いします。

学校教育課副課長 [資料に基づき、教育委員会の活動状況、並びに学校・園・学
校教育課における各種事業の進捗状況及び学校・園の各教育目標に関
する自己評価について説明。併せて、本件に関して町議会へ報告して
いくことについても説明。]

生涯学習課副課長 [資料に基づき、生涯学習課における各種事業の進捗状況につ
いて説明。]

委 員 長 はい、わかりました。

(5) (報告事項③) 平成 26 年度 教育委員会における課題解決の進捗状況に
ついて

委 員 長 次の報告事項(3)をお願いします。

学校教育課副課長 毎年、年度初めに各課が抱える課題や懸案事項等について、町
長とその解決方針等について話し合う、ヒアリングを実施しておりま
す。教育委員会の業務に関しましても、学校教育課関連で3件、そし
て生涯学習課関連で2件を取り上げて、その解決に向けて取り組んで

まいりましたので、その進捗状況について、この場を借りて教育委員の皆さんへご報告させていただくものであります。なお、本進捗内容については、教育委員さんへの報告完了後、町長へも報告を上げていくようにしていきたいと考えております。それでは、順にご説明させていただきます。

学校教育係長・庶務係長　〔資料に基づき、①高等学校等通学費補助金制度の見直しについて、②箱根中学校校舎修繕計画について、③新幼保連携型認定こども園開始後の「温泉幼稚園・箱根幼稚園」のあり方について、それぞれの進捗状況等について説明。〕

生涯学習課長　〔資料に基づき、①国指定「箱根旧街道」杉並木の維持管理について、②レイクアリーナの指定管理者制度導入について、それぞれの進捗状況等について説明。〕

教育次長　〔学校教育課の課題②に関する補足説明として、参考資料に基づき改修計画のいくつかの手法等について説明。併せて、本件については総合教育会議での方針決定に向け、来月・3月教育委員会会議において協議事項として取り上げ、教育委員会としての方向性を固めさせていただくことについても説明。〕

委員長　はい、わかりました。

(6) （報告事項④）平成27年度予算案の概要について

委員長　次の報告事項（4）をお願いします。

教育次長　〔資料に基づき、町全体の平成27年度予算（案）について触れた後、学校教育課に関する予算のうち主たる経常・事業予算額の主な増減理由等について説明。〕

生涯学習課長　〔資料に基づき、生涯学習課に関する経常・事業予算額の主な増減理由等について説明。〕

委員長　はい、わかりました。

(7) （報告事項⑤）平成27年度箱根町学校規模及び異動職員数について

委員長　次の報告事項（5）をお願いします。

庶務係長　〔資料に基づき、平成27年度の見込み児童・生徒数、学級数、教職員数等について説明。〕

委員長　はい、わかりました。

(8) （連絡事項①）卒業（園）式・入学（園）式への出席者について

(9) （その他①）次回教育委員会定例会への付議案件について

3 閉会

委員長より、閉会の宣言【午後5時28分開会】